

開催日及び時間	令和6年3月22日(金) 午前9時58分～午前11時00分	
開催場所	阿賀町役場 1階多目的ホール	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 工事発注実績等の報告について 抽出案件等の審議について その他 	
委 員 (委員数 3 名) (出席数 3 名)	委員長 沢 田 克 己 委 員 二 岸 直 子 委 員 齋 藤 修 平	
事 務 局	総務課 参事 鈴 木 勉 企画財政係 係長 長 谷 川 繁 企画財政係 主任 山 崎 敦 企画財政係 主任 波 田 野 珠 貴	
審査対象期間	令和5年9月1日 ～ 令和6年2月9日	
抽 出 案 件	6 件	
制 限 付 一般競争入札	4件	① 町道天満線天神橋補修第1期工事 (落札率 96.03 %) ② 清川高原保養センター屋根壁面塗装等改修工事 (落札率 98.72 %) ③ 阿賀町総合福祉保健センターやまぶきの里自動ドア改修工事 (落札率 100.00 %) ④ 阿賀町クリーンセンター耐火物補修工事 (落札率 97.72 %) (落札率 97.74 %)
指名競争入札	0 件	※発注実績無し
随 意 契 約	2件	⑤ 林道綱木線道路修繕工事 (落札率 98.78 %) ⑥ 公害監視計器修繕工事 (落札率 98.67 %)
委員会からの 質疑、回答等	別紙のとおり	
委員会からの意 見、具申内容等	別紙のとおり	
そ の 他		

意見・質問等	回答等
<p>(開会)</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>阿賀町の入札監視委員会も50回を数えました。県内における官製談合等、いつどこで何が起きるかわからないということがありますので、気を引き締めて監視していきたいと思います。</p> <p>(議事)</p> <p>(1) 工事発注実績等について(報告)</p>	<p>事務局より資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度下期の契約件数(130万円以上) <ul style="list-style-type: none"> 制限付一般競争入札 21件 指名競争入札 0件 随意契約 7件 合計 28件 ・平均落札率 <ul style="list-style-type: none"> 制限付一般競争入札 95.77% 指名競争入札 — 随意契約 96.37% 合計 95.92% ・苦情処理状況、事案なし ・指名停止措置状況 3件 <ul style="list-style-type: none"> 町指名停止要綱第2条第1項、別表第5項第2号(工事関係者事故)指名停止期間:2週間(令和6年2月23日~令和6年3月7日) 町指名停止要綱第2条第1項、別表第8項(競売入札妨害又は談合)指名停止期間:6箇月(令和6年2月23日~令和6年8月22日) 町指名停止要綱第3条第5項、別表第8項(競売入札妨害又は談合)指名停止期間:12箇月(令和5年11月15日~令和6年11月14日)

<p>(2) 抽出事案の説明、審議について</p> <p>事案の抽出委員より、抽出理由を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札及び随意契約について落札率が高い案件、また契約金額が高く入札参加者数が少ないもの、それぞれの案件を抽出しました。 <p>①町道天満線天神橋補修第1期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加業者が3者であり、もう少し多くあっても良さそうなのですが、橋梁工事の特殊性なのでしょうか。 <p>②清川高原保養センター屋根壁面塗装等改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が99%に近く、通常の建築と違って請け負う業者が限られるのでしょうか。 ・建物はどのくらいの年数になるのですか。塗装等は何年に1回とか基準はありますか。 	<p>期間の延長（6箇月→12箇月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談合情報対応状況、事案なし <ul style="list-style-type: none"> ・工事概要、入札方法、入札結果の説明 本工事は、老朽化した既存の橋の補強等を実施するものであり、町内に本社又は営業所がある「土木一式」の登録業者で、規定によるA・B・C等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者で、落札率は96.03%。 ・予定価格の範囲から参加できる要件はA・B・C等級となります。多くの参加を見込んでいましたが、時期的な発注・鋼造物の面からか、A等級3者のみの参加でありましたが、競争性は確保されたものと認識しております。 ・本工事は、老朽化が著しい建物の屋根・壁面の塗装等改修工事であり、町内に本社がある「建築一式」の登録業者で、規定によるB・C・D等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は2者で、落札率は98.72%。 ・予定価格の範囲から町内本社要件となり、2業者に参加いただき競争性は確保されたものと認識しています。 ・平成元年建築以降、これまでも傷んだ箇所の補修は都度行っています。ただし何年おきに行ったものかは把握していません。現状、補修の必要性があるため実施したものです。
--	--

<p>③阿賀町総合福祉保健センターやまぶきの里自動ドア改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアは、当初建築時に設置した業者がその後の保守等を行うケースが多い。 ・地域要件で、新潟地域振興局管内とはどこまでの範囲か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事概要、入札方法、入札結果の説明 本工事は、老朽化が著しい施設の自動ドア改修工事であり、新潟地域振興局管内、本社又は営業所がある「建具」の登録業者で、制限付一般競争入札を実施。入札参加者は1者で、落札率は100%。 ・県内でも多くの公共施設に自動ドアがあり、取り扱いの中で同種の機器メーカーであれば、複数の参加が見込まれるのでないかという期待をし、地域要件等適正さを確保した上で公告したものです。ただし、受注した場合、器材の確保など施工が間に合わなければ不履行になる恐れから参加を見合わせたことも想定されます。 ・新潟市全域と五泉市・阿賀町が含まれます。阿賀野市・新発田市は管外になります。
<p>④阿賀町クリーンセンター耐火物補修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな廃棄物中間処理施設を五泉地域衛生施設組合が造っていて、クリーンセンターはあと1年ですが、メンテナンスの関係で工事が必要なのでしょうか。 ・積算における見積採用は何社か。 ・老朽化によるメンテナンスが多くなってくると 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事概要、入札方法、入札結果の説明 本工事は、2炉ある焼却炉について、炉内の耐火物の劣化部分を補修する工事であり、新潟地域振興局管内、本社又は営業所がある「機械器具設置」の登録業者で、制限付一般競争入札を実施。入札参加者は1者で、落札率は97.72%) ・当該施設は、令和7年度に廃炉することが決まっているため、廃炉まで持つように必要最低限の内容で行っています。 ・3社です。ただし、材料に関する見積のため、工事費全体の見積ではありません。公告では機械器具設置の資格を求めています。当該施設の修繕等、経験のある業者1者の参加となりました。またこの時期、技術者の配置等が厳しかったのかもしれない。 ・随意契約する場合は機器類等、正規の代理店に限

<p>入札に入って来られる業者が限られてしまうということですね。</p>	<p>られる場合であるが、耐火物の補修に関しては、県内でも実績のある事業者がいるため競争入札としている。</p>
<p>⑤林道綱木線道路修繕工事</p> <p>・各社、初回入札と再入札の差も小さく、安全施工の捉え方の相違によるものか。</p> <p>・災害現場は早期復旧が必要であり、最低価格者から再度見積を取って、予定価格の範囲であり良かったと思います。</p>	<p>・工事概要、入札方法、入札結果の説明</p> <p>本工事は、豪雨により被災した林道について復旧（補強土壁、舗装工、安全施設工、構造物撤去工）するものであり、町内に本社がある「土木一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者であったが、入札者の入札価格（再入札含む）の何れもが予定価格を超過していたため不調。当該再入札における最低入札価格と予定価格の差が僅少（10%以内）であったため、阿賀町競争入札執行事務処理要領第13条第3項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用。落札率は98.78%</p> <p>・安全施設工は主にガードケーブルの施工で、基礎や単価等の捉え方に相違があり、諸経費にも影響を及ぼしたと認識しています。</p> <p>・予定価格との差額はごく僅少であったため、不落随契は早期発注の観点から適用しています。</p>
<p>⑥公害監視計器修繕工事</p> <p>・積算は当該事業者の見積によるものか。</p>	<p>・工事概要、入札方法、入札結果の説明</p> <p>本工事は、阿賀町クリーンセンターの公害監視計器（塩化水素濃度計・ばいじん計・4成分分析計）を修繕するもので、当該機器のプログラムの制作や修繕にあつては、メーカーの技術情報や特殊部品の使用が必要であり、県内で唯一のメーカー代理店であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約。落札率は98.67%。</p> <p>・県内で唯一のメーカー代理店であり、全体の見積金額となります。計器稼働の根幹に係る技術面、メーカー保証といった正規の代理店以外が手を加え</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・何年くらいで修理しなければいけないのでしょうか。 ・クリーンセンターの廃炉に伴い、こうした計器類も必要がなくなるのでしょうか。 ・以上で審議案件全て終了しました。本日の審議の結果、適正に行なわれていると判断したいと思えます。 <p>(閉会)</p>	<p>た場合の責任の所在と、メーカー保証を検討した上での判断です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計器類は故障があつてはいけませんので、毎年12箇月点検を行い、不具合が見つかったら修繕するようにしています。 ・クリーンセンターは令和7年3月31日を以つて廃炉となります。ただし、焼却場の場合はその経過後、何年かは監視の必要があり、施設を使用しないから終わりという訳ではありません。 <p>(本日の次第が全て終了したことにより閉会)</p>
---	--